

なし

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び石巻市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

平成二十三年七月一日から平成二十三年七月十五日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第五百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、富谷北部土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十三年七月一日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 本 木 隆

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十三年六月十四日	浅野 昭一	黒川郡富谷町一ノ関字清水沢十八番地	理事
平成二十三年六月十四日	佐藤 克彦	黒川郡富谷町二ノ関字内ノ目五十五番地	理事
平成二十三年六月十四日	早坂 廣治	黒川郡富谷町三ノ関字馬場沢下百五十一番地	理事
平成二十三年六月十四日	相澤 良悦	黒川郡富谷町志戸田字三ヶ森六番地	理事
平成二十三年六月十四日	佐々木 惣一郎	黒川郡富谷町西成田字白鳥六番地	理事
平成二十三年六月十四日	福田 宗夫	黒川郡大和町落合舞野字上舞野西六十二番地	理事
平成二十三年六月十四日	浅野 忠美	黒川郡大和町宮床字中原百四十五番地	理事
平成二十三年六月十四日	千葉 功	黒川郡大和町宮床字高屋敷五十番地	理事
平成二十三年六月十四日	米倉 芳幸	黒川郡大和町小野字釜ヶ入百七十四番地	理事
平成二十三年六月十四日	内海 俊英	黒川郡富谷町ひより台一丁目一十八番地七	監事

二 退任した者

平成二十三年六月十四日	福田 孝雄	黒川郡大和町落合舞野字上舞野西八十一番地	監事
退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十三年六月十三日	大内 利悦	黒川郡大和町落合舞野字仁和多利八十六番地	理事
平成二十三年六月十三日	赤坂 三千男	黒川郡富谷町志戸田字三ヶ森十一番地二	理事
平成二十三年六月十三日	相澤 與志治	黒川郡大和町落合舞野字上舞野西五十六番地	理事
平成二十三年六月十三日	高田 愿	黒川郡富谷町富谷字町百十三番地	理事
平成二十三年六月十三日	浅野 昭一	黒川郡富谷町一ノ関字清水沢十八番地	理事
平成二十三年六月十三日	佐藤 克彦	黒川郡富谷町二ノ関字内ノ目五十五番地	理事
平成二十三年六月十三日	早坂 廣治	黒川郡富谷町三ノ関字馬場沢下百五十一番地	理事
平成二十三年六月十三日	佐々木 惣一郎	黒川郡富谷町西成田字白鳥六番地	理事
平成二十三年六月十三日	浅野 忠美	黒川郡大和町宮床字中原百四十五番地	理事
平成二十三年六月十三日	千葉 功	黒川郡大和町宮床字高屋敷五十番地	理事
平成二十三年六月十三日	米倉 芳幸	黒川郡大和町小野字釜ヶ入百七十四番地	理事
平成二十三年六月十三日	福田 豊	黒川郡大和町落合舞野字舞台一番地	監事
平成二十三年六月十三日	相澤 良悦	黒川郡富谷町志戸田字三ヶ森六番地	監事

公 告

○都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年七月一日

教育委員会

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加美郡加美町字大門七十八番一、八十一番及び
八十二番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二百四
十二番地一

株式会社薬王堂

○宮城県教育委員会告示第十三号

平成十四年宮城県教育委員会告示第一号（教育行政に関する相談に関する事務を行う職員 の指定）
の一部を次のように改正し、平成二十三年七月一日から施行する。

平成二十三年七月一日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸 一

「企画「広報調整班」を「広報調整班」に改める。